

産業廃棄物収集運搬業許可証

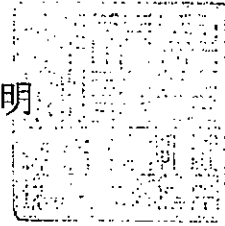
住 所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 JFE環境株式会社

代表取締役 櫻井雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 29年 11月 17日

許可の有効期限 平成 34年 11月 16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭銧さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

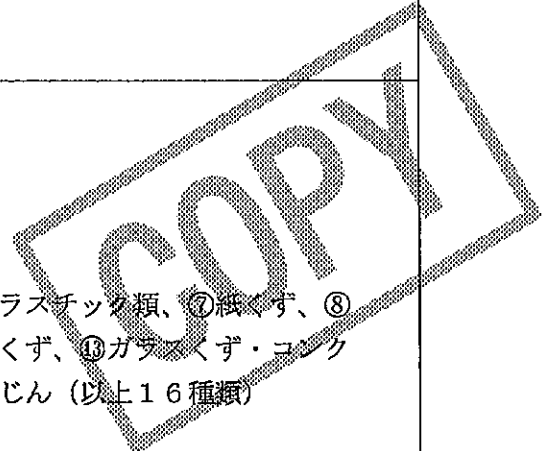
※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等を含む。

(3) 産業廃棄物の種類（積替え保管）

①汚泥、②廃酸、③廃アルカリ、④廃プラスチック類、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。



様式第七号（第十条の二関係）

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※下記2(1)で積替え又は保管を行う産業廃棄物は、廃蛍光管、廃乾電池、廃バッテリーに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

(1) ア 積替え又は保管施設の設置場所

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町358番1、360番1及び360番3

イ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

※廃蛍光管、廃乾電池、廃バッテリーに限る。

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

保管面積 10㎡ 保管容量 36m³

(2) ア 積替え又は保管施設の設置場所

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町206番1、207番及び208番1

イ 産業廃棄物の種類

汚泥

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力

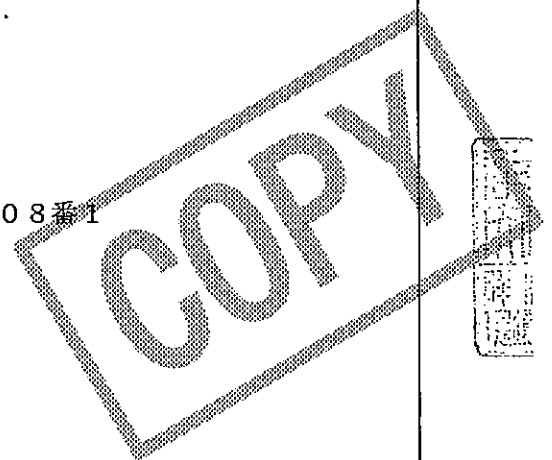
保管面積 75㎡ 保管容量 90m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 9年 11月 17日	新規許可
平成 14年 11月 17日	更新許可
平成 17年 12月 19日	変更許可
平成 19年 11月 17日	更新許可
平成 21年 2月 23日	変更許可
平成 23年 4月 14日	変更許可
平成 24年 11月 17日	更新許可
平成 28年 3月 1日	変更許可
平成 28年 4月 1日	変更許可
平成 29年 11月 17日	更新許可



様式第七号（第十条の二関係）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

